

いちき串木野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用調整に関する基準

1 基準指数

【基準指数及び調整指数は、利用調整申込締切日を基準日とする】

※一斉受付分については、12月1日を基準日とする。

番号	保育に当たる保護者の就労等形態			基準指数	採点 母 父	認定 期間			
	類型	細目							
1	就労	居宅外 労働	外勤 ・ 自営 (経営者)	月20日以上	A1 1日7時間以上の就労を常態	10	最長3年間 (事由継続で就学 前まで)		
				月16日以上	A2 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	9			
					A3 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	8			
			月12日以上	B1 1日7時間以上の就労を常態	9				
				B2 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	8				
				B3 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	7				
			農業 (中心者)	月12日以上	C1 1日7時間以上の就労を常態	8			
				C2 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	7				
				C3 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	6				
		自営 (専従者) ・ 農業 (協力者)	月20日以上	D1 1日7時間以上の就労を常態	8				
				D2 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	7				
				D3 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	6				
			月16日以上	E1 1日7時間以上の就労を常態	7				
				E2 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	6				
				E3 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	5				
			月12日以上	F1 1日7時間以上の就労を常態	6				
				F2 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	5				
				F3 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	4				
2	就労	居宅内 労働	自営 (経営者)	月20日以上	G1 1日7時間以上の就労を常態	9	最長3年間 (事由継続で就学 前まで)		
				月16日以上	G2 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	8			
					G3 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	7			
			月12日以上	H1 1日7時間以上の就労を常態	8				
				H2 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	7				
				H3 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	6				
			自営 (専従者)	月20日以上	I1 1日7時間以上の就労を常態	7			
				月16日以上	I2 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	6			
					I3 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	5			
		月12日以上		J1 1日7時間以上の就労を常態	7				
				J2 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	6				
				J3 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	5				
		内職	月20日以上	K1 1日7時間以上の就労を常態	6				
			月16日以上	K2 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	5				
				K3 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	4				
			月12日以上	L1 1日7時間以上の就労を常態	5				
				L2 1日6時間以上7時間未満の就労を常態	4				
				L3 1日4時間以上6時間未満の就労を常態	3				
3	求職 活動	求職 (起業準備等を含む)	雇用保険を受給しており、求職活動を行っている場合	3	2か月※				
			ハローワークに登録しており、求職活動を行っている場合	2					
			求職中(就労先未定)(上記以外)	1					
			4	妊娠 ・ 出産		母親の出産・産後	出産前: 出産予定月の前2か月	10	左記期間内
							出産後: 出産月の後8週を迎える月の末日		
			5	就学		既日に日中、就学・技能習得のため外出を常態	1か月以上入院している場合(入院予定を含む)、常時臥床	10	在学期間内
1か月以上入院している場合(入院予定を含む)、常時臥床	10								
6	病気 ・ 障がい	病気	自宅療養	一般療養	一般A 常に安静を要し、保育が常時困難である	10	最長3年間 (事由継続で就学 前まで)		
					一般B 医師が週4日以上保育が困難と診断した場合	8			
					一般C 医師が週2日以上保育が困難と診断した場合	6			
				精神性	精神A 常に安静を要し、保育が常時困難である または精神障害者保健福祉手帳1級所持者	10			
					精神B 医師が週4日以上保育が困難と診断した場合 または精神障害者保健福祉手帳2級所持者	8			
					精神C 医師が週2日以上保育が困難と診断した場合 または精神障害者保健福祉手帳3級所持者	6			
		障がい	精神D 上記以外の程度(自立支援医療(精神通院医療))	5					
			身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2・B1	10					
			身体障害者手帳3級、療育手帳B2	8					
			身体障害者手帳4級以下	6					
			7	看護 介護	居宅外 居宅内	月20日以上日中週30時間以上(重度心身障がい者等)の介護を常態 全介護を必要とする場合(臥床、要介護認定3~5、障害者支援区分5~6等)		10	最長3年間 (事由継続で就学 前まで)
						月16日以上日中週20時間以上の介護を常態 一部介護を必要とする場合(要介護認定1・2、障害者支援区分3~4等)		8	
月12日以上日中週16時間以上の介護を常態 支援を必要とする場合(要支援1~2、障害者支援区分1~2等)	6								
8	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合	10	最長3年間 (事由継続で就学 前まで)					
			10						
9	虐待・DV	児童虐待防止法第2条又は配偶者暴力防止法第1条の対象者と認められる場合	10	最長3年間 (事由継続で就学 前まで)					
			10						
10	その他	上記以外で明らかに保育に欠けると認められる場合	1~10	最長3年間 (事由継続で就学 前まで)					

通勤時間考慮
鹿児島2H
薩摩川内1H
日置1H
市内30分

※1 父母それぞれの指数を合算し、世帯の指数を決定する。(基準指数)

2 期限内に保育の必要性を証明する書類の提出がなかった場合は、求職中(就労先未定)の指数とする。

3 保護者が保育の必要な事由(就労等)が2以上ある場合には、原則として指数の高い状況をとり指数を決定する。

4 就労状況については、契約上の勤務日数・時間だけでなく、実績も含めて指数を決定する。

5 就労時間には、通勤時間を含む。ただし、休憩時間は含まない。

6 就労等形態が上記の各細目に合致しない場合は、実態に即して最も近いと思われる細目に当てはめ、指数を決定する。

7 求職活動(内定・未定)・就学内定の認定期間は、期限内に就労証明書等が提出された場合、就労や就学の期間とする。

8 育児短時間勤務等について、終期が明記されている場合は正規の勤務時間等による指数とする。

ただし、勤務日数を減らす場合は、終期が明記されていても減らした後の勤務日数からの指数とする。

2 調整指数

項目	条件 (「保育所等」とは、保育所・認定こども園(保育部分)・地域型保育をいう)	指数	採点		
			母	父	
加算指数	家庭状況	1 ひとり親世帯(死別・離別・未婚・行方不明・拘禁・その他)	15		
		2 父母の一方が3か月以上入院・施設入所の場合(同居親族がいない場合のみ)	1		
		3 父母の一方が単身赴任の場合(同居親族がいない場合のみ)	1		
		4 生活保護世帯・中国残留邦人支援給付受給世帯の場合	5		
		5 DV支援措置対象者	10		
		6 保護者が産前・産後の場合(★11番は重複加算はしないものとする)	2		
		7 各年度の4月1日現在に小学6年生以下の子どもが3人以上いる場合	1		
	就労状況	8 生計中心者の解雇等により、就労の必要性が高い場合(自己都合退職を除く)	4		
		9 離婚・死別後1年以内で、緊急に生計費を得るために就労の必要性が高い場合	5		
		10 保護者が病気療養等から、職場復帰する場合	5		
		11 保護者が育児休業を取得している場合(★6番は重複加算はしないものとする)	5		
		12 保護者が保育教諭、保育士として就労している又は就労予定の場合	5		
	障がい	13 保護者又は兄弟姉妹が身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1・A2・B1、精神障害者保健福祉手帳1級のいずれか1つを所持している場合(★13～15番は重複加算はしないものとする)	4		
		14 保護者又は兄弟姉妹が身体障害者手帳3級、療育手帳B2、精神障害者保健福祉手帳2級のいずれか1つを所持している場合(★13～15番は重複加算はしないものとする)	3		
		15 保護者又は兄弟姉妹が身体障害者手帳4級以下、精神障害者保健福祉手帳3級のいずれか1つを所持している場合(★13～15番は重複加算はしないものとする)	2		
	児童の状況	16 入所児童が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれか1つを所持している場合	3		
		17 入所児童が特別児童扶養手当を受給している場合	1		
		18 既に兄弟姉妹が保育所等に入所している場合(新年度選考時は、卒業予定児童を除く)又は同時に2人以上の申込をしている場合(★11番と重複加算はしないものとする)	3		
		19 地域型保育を入所期間満了で卒園する場合(家庭保育室を含む) ※連携施設を自己の判断により選択しなかった場合は除く	5		
		20 保育所等の移行希望者(兄弟が別施設のため同一施設に移行する場合)	2		
		21 保育所等の移行希望者(住所変更等により通所が困難な場合)	1		
		22 虐待のおそれがある場合	10		
減算指数	同居祖父母	23 同居している65歳未満の保護者の父母が無職、求職中又は月48時間以上の就労をしていない場合(疾病等で保育に当たることができない場合を除く) ※同一世帯には、同一住所又は同一建物の場合を含む	-5		
		24 自営・農業・内職の場合に、勤務内容・実績の分かる書類を提出できない場合	-10		
	勤務先	25 勤務先が父母の実家居宅内の場合	-3		
		26 入所児又は卒園児の利用者負担(保育料)等を2か月以上滞納している場合	滞納月 ×-3		
	保育料等滞納	27 利用者負担(保育料)等の滞納が高額となっている世帯で、納付の督促等に対し誠意ある対応が見られないなどの場合	-10		
		広域入所	28 市外在住者(転入予定者を除く)で、勤務地が市内の場合	-10	
	29 市外在住者(転入予定者を除く)で、勤務地が市外の場合		-20		
その他	児童福祉等の観点から特に調整が必要とされた場合(要保護児童など)	1~10			

※1 調整指数の加減算は、基準指数に対して行う。

※2 調整指数は、保護者からの申請に基づき必要な書類を提出された場合に適用する。

■利用調整指数について

利用調整指数は、父母それぞれの基準指数に調整指数を加えて算出します。

- (例) ・父親が月20日以上1日7時間以上の居宅外労働をしている・・・基準指数 10
 ・母親が月12日以上1日7時間の居宅外労働をしている……………基準指数 8 } 「1 基準指数」
 ・入所児童が身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している……………基準指数 3 「2 調整指数」

※この世帯の利用調整指数は、10+8+3=21点となります。

■入所の選考について

入所希望者が保育所等の定員を超えた場合などには、利用調整(あつせん)が行われます。提出書類等で確認した内容に基づき、利用調整指数の高い方から入所者を決定します。

【利用調整指数が同点の場合の優先順位】

- いちき串木野市在住者(転入予定者を含む)
- 同居者なしの母子・父子世帯、生活保護世帯(同居者には、住所が別であっても生計を共にしている場合を含む)
- 同世帯に障がい者がいる場合
- 既に兄弟が保育所等へ入所しており、同じ保育所等となる場合
- 基準指数が高い者
- 養育している未就学児の人数が多い者
- 父母の勤務先等が市外の場合
勤務先等が①全員市外、②市外・市内、③全員市内の順で優先順位が高くなります
- 前年度(利用者負担額切替後は当年度)市民税所得割額の低い世帯(同額の場合は、収入の低い世帯を優先する)
- 証明書等提出書類が全て提出されている者